

第2号様式（第5条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップの届出に当たっての確認書

(宛先)

上尾市長

私たちは、上尾市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度実施要綱第5条第1項に基づき、以下の内容を確認した上で、パートナーシップ・ファミリーシップの届出をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、届出書の写しと受理証明書を市に返還します。また、返還すべきであるにもかかわらず、返還を行わない場合は、届出が無効となり、受理証明書の交付番号が公表されることを承諾します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

確認事項（該当項目に「✓」を付けてください。）	
第2条第1号	<p>(パートナーシップの届出) 双方又はいずれか一方が、性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、相互に責任を持って協力することを約した関係であること。</p> <p>(ファミリーシップの届出) パートナーシップにあるものと、近親者等が家族として協力しあう関係であること。</p>
第4条第1号	<p>(年齢要件) パートナーシップの届出当日において、双方が成年に達していること。</p>
第4条第2号	<p>(住所要件) 以下のいずれかに該当すること。</p>
	<p>①双方が市内に住所を有している。</p>
	<p>②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が本市に転入を予定している。</p>
	<p>③双方が本市に転入を予定している。</p>
<p>※転入を予定している方（上記②③）は、転入予定者及び転入予定日（3か月以内）を記載してください。</p> <p>転入予定者 _____（転入予定日 _____年 _____月 _____日）</p> <p>転入予定者 _____（転入予定日 _____年 _____月 _____日）</p>	
第4条第3号	<p>(配偶者等の有無) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及びパートナーシップの届出をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。</p>
第4条第4号	<p>(近親者でないこと) パートナーシップの届出をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。（養子縁組をしている場合を除く）</p>
<p>届出要件の確認のため、市が必要な住所等の個人情報及び届出者が独身であることの情報取得することに同意します。※独身に関する同意は、上尾市に本籍がある場合に限りです。</p>	
<p>この制度は法的な効果が生じるものではないため、法令に基づき実施している証明書の交付（取得）、個人情報の取扱いなど、婚姻関係及び親族関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。</p>	

※転入予定の場合は、本市に転入後、届出日から3か月以内に「パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（第5号様式）」を提出してください。